

電子署名の更なる普及に向けて

2023年5月8日
アフラック生命保険株式会社

Road Map

1. 総論：電子署名の更なる普及に向けて
2. 企業間取引のDX推進に向けた課題
3. 電子署名法第2条Q&Aに関する課題
4. 電子署名法第3条Q&Aに関する課題
5. 提案内容①：電子署名サービス導入・選定に関するガイダンスの拡充
6. 提案内容②：電子署名サービス事業者による情報開示の促進
7. 最後に

参考①：電子署名法第2条Q & A（電子契約サービス選択における留意点）

参考②：電子署名法第3条Q & A（電子契約サービス選択における留意点）

1. 総論：電子署名の更なる普及に向けて

背景

- 企業間取引におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進していくためには、まず取引を電子化することが必要。契約書の電子化は、取引の電子化の第一歩である
- しかし、企業間取引において、「電子署名サービスの利用」や「利用する電子署名サービス」について合意できないケースが多々発生しており、契約書の電子化を阻んでいる

考えられる 要因

1. 電子署名サービス導入に必要な社内の態勢整備が十分に進んでいない
2. 電子署名サービス事業者の選定が困難
 - 利用しようとする電子署名サービスの安全性・信頼性の確認に時間・コストがかかる
 - 利用しようとする電子署名サービスごとに、電子文書の成立に関する証拠の取得方法や保存方法を確認するのに時間・コストがかかる



企業間取引におけるDX推進のために電子署名の更なる普及が必要

普及に向けて、電子署名サービスに関する「ガイダンスの拡充」「情報開示の促進」が求められる

2. 企業間取引のDX推進に向けた課題

デジタル庁の「トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ報告書」（2022年7月公表）においても、「事業者/サービス選定の難しさ」「企業間でトラストサービス導入の足並みを揃えることの難しさ」がトラストサービス導入の課題として指摘されている

トラストサービスの導入課題

企業からのトラストサービスへの課題意識として、トラストサービスの認知度不足や企業間でのトラストサービス導入の足並みを揃えることの難しさの他に、事業者/サービス選定の難しさ（「どのトラストサービス事業者を使えば適切かわからない」等）も挙げられた（図6）。

（図6）トラストサービスへの課題意識（企業全体）



3. 電子署名法第2条Q&Aに関する課題

電子署名及び認証業務に関する法律（電子署名法）第2条 ※抜粋

この法律において「**電子署名**」とは、**電磁的記録**（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が**当該措置を行った者の作成に係る**ものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について**改変が行われていないか**どうかを確認することができるものであること。

電子署名法第2条Q&Aで示されている論点

近時、利用者の指示に基づき、利用者が作成した電子文書（デジタル情報）について、サービス提供者自身の署名鍵により暗号化等を行うサービスが登場している。

このようなサービスについては、サービス提供者が「当該措置を行った者」（電子署名法第2条第1項第1号）と評価されるのか、あるいは、サービスの内容次第では利用者が当該措置を行ったと評価することができるのか

電子署名法第2条Q&Aで示されている考え方 ※以下はQ&Aの一部抜粋

利用者が作成した電子文書について、サービス提供者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、技術的・機能的に見て、サービス提供者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はサービス提供者ではなく、その利用者であると評価し得るものと考えられる

そして、上記サービスにおいて、例えば、サービス提供者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を1つの措置と捉え直すことによって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には、これらを全体として1つの措置と捉え直すことにより、「当該措置を行った者（＝当該利用者）の作成に係るものであることを示すためのものであること」という要件（電子署名法第2条第1項第1号）を満たすことになるものと考えられる。

政府は事業者署名型の電子署名が電子署名法第2条の電子署名に該当するためには、以下の要件を満たす必要があると示しているが、情報の非対称性があるため利用者による確認は困難

課題

要件①（法第2条第1項第1号部分）

技術的・機能的に見て、サービス提供者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されている

電子文書を送信した者や日時を確認できる等、電子文書に付された付随情報を含めて全体を1つの措置と捉えることで、当該措置が利用者の意思に基づくことが明らか

要件②（同条第1項第2号部分）

情報の改変が行われていないか確認することができる

4. 電子署名法第3条Q&Aに関する課題

電子署名及び認証業務に関する法律（電子署名法）第3条

電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

電子署名法第3条Q&A（抜粋）で示されている論点

電子署名法第3条に規定する電子署名に該当するためには、同法第2条に規定する電子署名に該当するものであることに加え、「これ（その電子署名）を行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるもの」に該当するものでなければならない（中略）

サービス提供事業者が利用者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による暗号化等を行う電子契約サービスは、電子署名法第3条との関係では、どのように位置付けられるのか。

電子署名法第3条Q&Aで示されている考え方 ※以下はQ&Aの一部抜粋

電子署名法第3条に規定する電子署名に該当するには、（中略）当該サービスが十分な水準の固有性を満たしていること（固有性の要件※）が必要であると考えられる
※暗号化等の措置を行うための符号について、他人が容易に同一のものを作成することができないと認められること

より具体的には、上記サービスが十分な水準の固有性を満たしていると認められるためには、①利用者とサービス提供事業者の間で行われるプロセス及び②①における利用者の行為を受けてサービス提供事業者内部で行われるプロセスのいずれにおいても十分な水準の固有性が満たされている必要があると考えられる。

①及び②のプロセスにおいて十分な水準の固有性を満たしているかについては、システムやサービス全体のセキュリティを評価して判断されることになると考えられるが、例えば、①のプロセスについては、利用者が2要素による認証を受けなければ措置を行うことができない仕組みが備わっているような場合には、十分な水準の固有性が満たされていると認められ得ると考えられる。

②のプロセスについては、サービス提供事業者が当該事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う措置について、暗号の強度や利用者毎の個別性を担保する仕組み（例えばシステム処理が当該利用者に紐付いて適切に行われること）等に照らし、電子文書が利用者の作成に係るものであることを示すための措置として十分な水準の固有性が満たされていると評価できるものである場合には、固有性の要件を満たすものと考えられる。

政府は、事業者署名型の電子署名サービスが電子署名法第3条の適用を受けるためには、①利用者とサービス提供事業者間のプロセス、②サービス提供事業者内部で行われるプロセスについて、十分な水準の固有性が必要と示しているが、情報の非対称性があるため利用者による判断は困難

5. 提案内容①：電子署名サービス導入・選定に関するガイダンスの拡充

利用者が容易に電子署名サービス（※）を導入・選定できるよう、電子署名サービスに関するガイダンスを拡充して頂きたい

※ 電子署名サービスは、ローカル署名（利用者の秘密鍵と電子証明書に基づき電子署名を生成する当事者型の電子署名）、リモート署名（リモート署名サービス事業者を利用者の秘密鍵を預け、利用者の指示に基づき電子署名を生成する当事者型の電子署名）及び事業者署名型の電子署名（利用者の電子証明書を発行せず、利用者の指示に基づき電子署名サービス事業者のサーバーで電子署名を生成する電子署名）に関するサービスを指す

ガイダンスに掲載する事項の例

- ✓ 電子署名サービス導入・選定に関して必要となる社内態勢整備に関する事項
（モデル社内規程等）
- ✓ 電子署名サービス事業者の選定方法
（電子署名サービスが備えている仕様や身元確認の強度に応じて、電子署名サービスのレベル分けを行い、ユースケースを明示する等）
- ✓ 裁判を念頭においた証拠の収集・保管に関する事項
（利用者が保管しておくべきデータ等）
- ✓ 電子署名特有の懸念点
（企業の代表者名義の契約に関して、代行者（契約名義人でない者）が電子署名を付す場合の考え方等）

➡ 電子署名サービスの導入・選定のためのガイダンスが拡充されると、電子署名サービスの導入・選定のための社内の態勢整備が進み、普及率向上に繋がる

6. 提案内容②：電子署名サービス事業者による情報開示の促進

- 電子署名サービスの透明性を確保するため、電子署名サービス事業者による情報開示を促進して頂きたい
- 電子署名サービス事業者が開示すべき情報の項目や開示方法を決定し、各事業者が統一したフォーマットで情報開示する環境が整備されることが望ましい

開示対象とする情報の例

- ✓ 安全性・信頼性を担保するための取組内容
- ✓ 訴訟の際に裁判所に提出可能な電子署名サービスの仕様書
- ✓ 裁判になった場合に電子署名サービス事業者が提供できる証拠物件及びその保存方法
- ✓ 電子署名サービス事業を終了する場合の措置（データポータビリティ等）

※ 開示された情報を容易に評価できるよう、リモート署名や事業者署名型の電子署名についても*1、その保証レベルに応じて、認定制度を設けたり*2、第三者機関の評価結果を公表することも考えられる

*1 ローカル型の電子署名については、電子署名法に基づく認定制度が既に存在している

*2 認定に向けて、諸外国の標準技術を参照の上、技術・運用・設備等の基準を専門知識を有する第三者機関等で作成することが考えられる

➡ 電子署名に関連する情報（Q&Aやガイダンス等）を掲載したホームページ上で、各電子署名サービス事業者の情報を統一フォーマットにて参照できるようになると、電子署名サービスの選定及び利用するサービスに関する合意形成が容易になる

7. 最後に

電子署名を社会全体に浸透させるためには、
電子署名サービスの透明性を確保し、
誰もが安心して利用できるようにすることが重要

企業間取引のDXを進めるため、
電子署名の更なる普及に必要な環境を整備して頂きたい

参考①：電子署名法第2条Q & A（電子契約サービス選択における留意点）

利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ & A（法務省・経済産業省・総務省 2020年7月17日）

問3 どのような電子契約サービスを選択することが適当か。

- ・ 電子契約サービスにおける利用者の本人確認の方法やなりすまし等の防御レベルなどは様々であることから、各サービスの利用に当たっては、当該サービスを利用して締結する契約等の性質や、利用者間で必要とする本人確認レベルに応じて、適切なサービスを選択することが適当と考えられる。

参考②：電子署名法第3条Q & A（電子契約サービス選択における留意点）

利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ & A（電子署名法第3条関係）
（法務省・経済産業省・総務省 2020年9月4日）

問4 電子契約サービスを選択する際の留意点は何か。

- ・ 実際の裁判において電子署名法第3条の推定効が認められるためには、電子文書の作成名義人の意思に基づき電子署名が行われていることが必要であるため、電子契約サービスの利用者と電子文書の作成名義人の同一性が確認される（いわゆる利用者の身元確認がなされる）ことが重要な要素になると考えられる。
- ・ この点に関し、電子契約サービスにおける利用者の身元確認の有無、水準及び方法やなりすまし等の防御レベルは様々であることから、各サービスの利用に当たっては、当該各サービスを利用して締結する契約等の重要性の程度や金額といった性質や、利用者間で必要とする身元確認レベルに応じて、適切なサービスを慎重に選択することが適当と考えられる。